別表第四十六（第八条第二項関係）〔平成30年３月までの間に法附則第５条第６項第１号の規定に該当して資格喪失する被保険者が、当該規定に該当して資格喪失するまでの全ての期間の付加保険料を口座振替で前納する場合〕

資格喪失予定年月		法附則第５条第６項第１号該当により資格喪失する者の生年月日	前納する月	
			平成28年	
			4月	10月
平成28年	5月	昭和26年５月２日から昭和26年６月１日までに生まれた者	円 400	円 —
	6月	昭和26年６月２日から昭和26年７月１日までに生まれた者	800	—
	7月	昭和26年７月２日から昭和26年８月１日までに生まれた者	1,190	—
	8月	昭和26年８月２日から昭和26年９月１日までに生まれた者	1,590	—
	9月	昭和26年９月２日から昭和26年10月１日までに生まれた者	1,980	—
	10月	昭和26年10月２日から昭和26年11月１日までに生まれた者	2,370	—
	11月	昭和26年11月２日から昭和26年12月１日までに生まれた者	2,760	400
	12月	昭和26年12月２日から昭和27年１月１日までに生まれた者	3,150	800
平成29年	1月	昭和27年１月２日から昭和27年２月１日までに生まれた者	3,540	1,190
	2月	昭和27年２月２日から昭和27年３月１日までに生まれた者	3,930	1,590
	3月	昭和27年３月２日から昭和27年４月１日までに生まれた者	4,310	1,980
	4月	昭和27年４月２日から昭和27年５月１日までに生まれた者	4,700	2,370
	5月	昭和27年５月２日から昭和27年６月１日までに生まれた者	5,080	—
	6月	昭和27年６月２日から昭和27年７月１日までに生まれた者	5,460	—
	7月	昭和27年７月２日から昭和27年８月１日までに生まれた者	5,850	—
	8月	昭和27年８月２日から昭和27年９月１日までに生まれた者	6,230	—
	9月	昭和27年９月２日から昭和27年10月１日までに生まれた者	6,600	—
	10月	昭和27年10月２日から昭和27年11月１日までに生まれた者	6,980	—
	11月	昭和27年11月２日から昭和27年12月１日までに生まれた者	7,360	—
	12月	昭和27年12月２日から昭和28年１月１日までに生まれた者	7,730	—
平成30年	1月	昭和28年１月２日から昭和28年２月１日までに生まれた者	8,100	—
	2月	昭和28年２月２日から昭和28年３月１日までに生まれた者	8,480	—
	3月	昭和28年３月２日から昭和28年４月１日までに生まれた者	8,850	—

別表第四十七（第八条第二項関係）〔平成30年３月までの間に法附則第５条第６項第４号の規定に該当して資格喪失する被保険者が、当該規定に該当して資格喪失するまでの全ての期間の付加保険料を口座振替で前納する場合〕

法附則第５条第６項第４号該当により資格喪失する者の資格喪失予定年月		前納する月	
		平成28年	
		4月	10月
平成28年	5月	円 400	円 —
	6月	800	—
	7月	1,190	—
	8月	1,590	—
	9月	1,980	—
	10月	2,370	—
	11月	2,760	400
	12月	3,150	800
平成29年	1月	3,540	1,190
	2月	3,930	1,590
	3月	4,310	1,980
	4月	4,700	2,370
	5月	5,080	—
	6月	5,460	—
	7月	5,850	—
	8月	6,230	—
	9月	6,600	—
	10月	6,980	—
	11月	7,360	—
	12月	7,730	—
平成30年	1月	8,100	—
	2月	8,480	—
	3月	8,850	—